

○大阪府警察クラブ認定要綱の制定について

令和4年3月4日例規（厚）第7号

この度、「大阪府警察クラブ認定要綱の制定について」（平成7年1月27日例規（厚）第4号）の全部を改正し、別記のとおり大阪府警察クラブ認定要綱を定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別 記

大阪府警察クラブ認定要綱

第1 趣旨

この要綱は、大阪府警察におけるクラブの認定、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 クラブの認定基準

大阪府警察におけるクラブの認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 複数の所属の職員で構成され、入会及び退会が自由であること。
- (2) 組織として持続性を有し、継続的に活動を行っていること。
- (3) 活動内容が認定を受けるクラブとしてふさわしい健全なものであり、かつ、既に認定を受けているクラブの活動内容と異なること。
- (4) 役員（部長、会計担当者又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）を置いていること。
- (5) 次に掲げる事項を記載した規約を定めていること。
 - ア 名称
 - イ 目的
 - ウ 役員に関する事項
 - エ 運営方法

第3 クラブの認定

- 1 認定を受けようとするクラブの代表者は、クラブ認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、警務部長（厚生課）に申請するものとする。
 - (1) クラブ構成員名簿（別記様式第2号）
 - (2) 前記第2の(5)に規定する規約
- 2 警務部長は、前記1の規定による申請があった場合は、当該申請に係るクラブが前記第2に掲げる基準の全てに適合するかどうかについて審査し、適当であると認める場合は、当該クラブを認定するものとする。
- 3 警務部長は、前記2の規定によりクラブを認定した場合は、当該クラブの代表者に対し、クラブ認定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

第4 認定の取消し

- 1 認定を受けたクラブの代表者は、当該クラブの認定の必要がなくなったときは、クラブ認定取消申請書（別記様式第4号）により当該クラブの認定の取消しを警務部長（厚生課）に申請するものとする。
- 2 警務部長は、前記1の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係るクラブの認定を取り消すものとする。
- 3 警務部長は、前記2のほか、次に掲げる場合のいずれかに該当し、クラブの認定を取り消す必要があると認めるときは、速やかに当該認定を取り消すものとする。
 - (1) 前記第2に掲げる基準に該当しなくなったとき。
 - (2) 前記(1)に掲げる場合のほか、当該認定を継続することが適切でないと認めるとき。
- 4 警務部長は、前記2又は3の規定によりクラブの認定を取り消した場合は、当該クラブの代表者に対し、クラブ認定取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

第5 クラブの呼称

認定を受けたクラブは、その名称に大阪府警察を冠して呼称することができる。

第6 認定を受けたクラブの運営

- 1 運営は、民主的かつ自主的に行うものとする。
- 2 クラブの代表者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる提出書類

を同表の右欄に掲げる提出時期までに、厚生課長に提出するものとする。

区分	提出書類	提出時期
翌年度のクラブの活動計画	クラブ活動計画書（別記様式第6号）	1月末日まで
半期ごとのクラブの活動結果	クラブ活動結果書（別記様式第7号）	4月から9月までの活動結果については10月末日まで、10月から翌年の3月までの活動結果については4月末日まで
クラブの構成員の現況	クラブ構成員名簿	1月末日まで。ただし、役員が交代したとき又は入会し、若しくは退会した者がいるときは、その都度速やかに

- 3 クラブの代表者は、前記第2の(5)に規定する規約を変更したときは、速やかにその旨を厚生課長に届け出るものとする。

第7 クラブへの指導等

- 1 厚生課長は、認定を受けたクラブの適正かつ円滑な運営を図るため、当該クラブの運営の状況について、随時その内容を点検するとともに、指導又は助言その他の必要な支援（以下「指導等」という。）を行うものとする。
- 2 厚生課長は、指導等を行うため、クラブの代表者等を招集して代表者会議を開催することができる。

第8 経過措置

この例規通達実施の際現に「大阪府警察クラブ認定要綱の制定について」（平成7年1月27日例規（厚）第4号）の規定により認定されているクラブは、この例規通達の規定により認定されたクラブとみなす。